

Z—70—H

## 国税徴収法 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。  
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、令和2年4月3日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「H1～H2」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 国税徴収法第 104 条第 1 項では、徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならないと規定され、また、同法第 104 条の 2 第 1 項では、徴収職員は、入札の方法により不動産等の公売をした場合において、最高価申込者の入札価額(以下「最高入札価額」という。)に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。)による入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならないと規定されている。

- (1) 不動産等の公売において、「最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない」とされている趣旨(理由)を説明しなさい。
- (2) 不動産等の公売において、最高価申込者の場合と異なり、次順位買受申込者を本人の申込制としている理由を説明しなさい。
- (3) 次順位買受申込者となる者の要件について説明するとともに、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が 2 人以上で、その全ての者から買受けの申込みがあった場合の次順位買受申込者の定め方について説明しなさい。

問 2 次の事項について、簡潔に説明しなさい。ただし、税務署長が行う処理については説明する必要はない。

- (1) 財産の差押換えの請求について
- (2) 交付要求の解除の請求について

〔第二問〕 — 50 点 —

次の設例を共通の前提として、以下の問 1 及び問 2 のそれぞれの事実関係に基づき、各問に答えなさい。なお、解答に当たり、延滞税、利息等の額及び土日、休日等を考慮する必要はない。また、令和元年分の申告所得税に関しては、期限の延長はされていないこととする。

〔設例〕

小売業を営む納税者 A は、平成 30 年分の申告所得税の修正申告書(納税額 150 万円)を令和元年 11 月 30 日に Y 税務署長に提出したが、現在、A は当面必要な事業資金以外に 50 万円しかなく、残額については即時に納付することが困難な状況であった。

なお、A は、修正申告書を提出した時点において、上記修正申告分以外の国税の滞納はない。また、A は、自宅兼事業所である不動産(評価額 500 万円)を所有している。

問 1 納税者 A は、修正申告書を提出した日に納付可能額の 50 万円を納付したが、残額の納付については、事業の状況から毎月末 20 万円の分割納付を行いたいと考えている。

修正申告書の提出時において、A が行うことができる国税徴収法上の措置として考えられるものについて、その要件及び手続(A が提出すべき書類及び当該書類の記載内容)を簡潔に説明しなさい。

問 2 納税者 A は、令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 4 月 30 日まで、国税徴収法上の措置に基づき、毎月末 20 万円の分割納付をすることとなった。A は、令和 2 年 2 月分までは順調に分割納付を行っていたものの、令和 2 年 3 月 5 日、突如、取引先 B が倒産したため、取引先 B に対する売掛金の回収ができなくなった。

A は、令和元年分の申告所得税の確定申告書(納税額 30 万円)を令和 2 年 3 月 16 日に提出したが、上記売掛金の回収不能により即時の納付が困難であり、納税額全額について、確定申告書の提出と一緒に換価の猶予を申請した(申請書の記載に不備はなく、添付書類の不足もない)。

A は、令和 2 年 3 月以降の納付資金は、毎月末 10 万円が精一杯の状況であるところ、まずは、平成 30 年分の申告所得税(修正分)の残額を分割納付し、その後、令和元年分の申告所得税(確定分)について、引き続き、分割納付したいと考えている。

この場合において、Y 税務署長がとるべき措置について、理由を付して答えなさい。

なお、令和 2 年分の予定納税については、考慮する必要ない。